

大丈夫ですか？

あなたの住宅の耐震性！！

朝日町では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅（戸建て）に対して、全額補助金を交付し、対象者の皆さんに無料で耐震診断をしていただける事業を実施しています。

阪神淡路大震災が発生した際に、昭和56年5月31日以前に工事着工された木造住宅が多数倒壊し、下敷きになる被害があったことと、火災が発生した際は、倒壊した住宅が避難路を塞いでしまったため、避難できずに二次災害にあった事例から、東海、東南海、南海地震が発生した場合に備え、みなさんの生命と財産を守るためにも、お住まいの住宅の耐震診断を実施し、現在の住宅の状況を把握することをお勧めします。

また、長い期間空き家となっている建築物を所有されている方も、強風で瓦が飛んでしまったり、地震時に倒壊してしまう可能性がありますので、適切な管理をお願いします。

★対象

- ①昭和56年5月31日以前に工事着工 ②階数が3階以下
- ③延べ面積の半分以上が住宅の用に供されている
- ④木造の在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法の住宅

※対象外住宅

『鉄骨造』・『鉄筋コンクリート造』・『丸太組工法（ログハウス）』・『プレハブ工法』

★対象者

住宅所有者又は所有者の同意を得た居住者（居住していなくてもよい）

★補助金額

無料（国1／2、県及び町1／4負担）

★必要書類

・申請書（産業建設課窓口で配布） ・印鑑

【診断業務の流れ】

1. 申込書の提出 2. 該当住宅であるか等の調査 3. 決定通知、不適合通知の送付
4. 診断員による診断 5. 診断員による申込者への結果報告

※申込みから診断まで約2ヶ月程度の時間を要します

※診断から結果報告まで約2ヶ月程度の時間を要します。

木造住宅耐震補強補助金を活用して 住宅の耐震化を図りましょう！！

木造住宅耐震補強工事の補助金は、木造住宅耐震診断の結果で「倒壊のおそれがある」と診断された住宅で、耐震化計画（設計）を実施し、耐震化を図る木造住宅であれば補助金が交付されます。

木造住宅耐震補強工事を行い、大切な命や財産を守りましょう。

★対象

来年の2月末日までに耐震補強工事を完了する見込みがある対象建物の所有者で朝日町に住民登録のある方

★対象住宅

耐震診断結果が総合評点0.7未満となった木造住宅を1.0以上にする耐震補強工事をこれから行おうとする木造住宅（すでに耐震補強工事を行った場合は対象になりません。）